○岩国市林業担い手育成支援事業費補助金交付要綱

令和４年４月１日要綱第83号

改正

令和７年４月１日要綱第31号

岩国市林業担い手育成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、森林整備の促進及び林業の活性化を図るため、林業経営体に対し、就業者の確保及びその育成に必要となる経費の一部を補助することを目的として、予算の範囲内で岩国市林業担い手育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　林業経営体　自己又は他人の保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている森林組合等法人及び個人事業主（自伐林家及び自伐型林業事業者を含む。以下同じ。）をいう。

(２)　就業者　林業経営体に雇用されている者又は林業経営体として自ら林業を営む個人事業主をいう。

(３)　林業用物品　林業経営体が就業者に使用させるために、新品で購入する林業用機械、林業用器具その他これらに類する物品をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる林業経営体は、次の各号いずれの要件も満たすものとする。

(１)　市内に事業所を有し、かつ、伐木等の業務に係る特別教育を受講し修了している者が所属していること。

(２)　市税の滞納がないこと。

(３)　森林法（昭和26年法律第249号）第５条に規定する地域森林計画の対象森林において、補助金の申請年度内に適法に間伐等の伐採を行った実績があること。

（補助対象経費と補助金の額等）

第４条　補助の対象となる事業、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第１のとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

(１)　岩国市林業担い手育成支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）

(２)　林業用物品の購入にあっては、林業用物品金額集計表（様式第２号）並びに当該物品の領収書及び明細書の写し

(３)　講習等の受講にあっては、講習等金額集計表（様式第３号）並びに講習等の修了証及び領収書の写し

(４)　林業用物品を使用させ、又は講習等を受講させた就業者の就労証明書（様式第４号）及び雇用契約書の写し（個人事業主の場合は、就労申出書（様式第５号））

(５)　伐木等の業務に係る特別教育の修了証の写し

(６)　森林整備実施報告書（様式第６号）

(７)　市税の滞納がないことを証する書類

(８)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、補助金の交付申請があった場合において、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岩国市林業担い手育成支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、岩国市林業担い手育成支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が市長に提出する書類は、岩国市林業担い手育成支援事業費補助金請求書（様式第９号）とする。

（離職に係る書類の提出）

第８条　市長は、補助事業者に対し、林業用物品を使用させ、又は講習等を受講させた就業者が、当該林業用物品を購入した日又は当該講習等を行った日から３か月以内に離職（以下「早期離職」という。）した場合には、離職理由を記載した書類を提出するよう求めるものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支給された補助金の返還を求めるものとする。

(１)　就業者が早期離職したとき。

(２)　規則第18条第１項に定めるもののほか、不正行為により補助金を受領したとき。

（補助金の返還の免除）

第10条　市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還の免除をすることができるものとする。

(１)　災害、病気その他本人の責に帰することができない事由により、就業者が離職したとき。

(２)　その他市長が補助金の返還を要しない特別な事情があると認めたとき。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日要綱第31号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第８条から第10条までの規定は、この要綱の施行の日以後に岩国市林業担い手育成支援事業費補助金の交付決定及び額の確定通知を受ける者について適用し、同日前に当該通知を受けた者については、なお従前の例による。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 林業就業支援事業 | 単価が10,000円以上の林業用物品の購入費用。ただし、就業者１人につき同一の林業用物品を複数又は複数回購入した場合は、１品につき１回のみの購入費用を補助対象とする。 | 左記費用の２分の１以内の金額とする。ただし、就業者１人につき10万円、１林業経営体当たり10人分を一会計年度の上限とする。 |
| 林業講習支援事業 | 補助金の申請年度内に就業者が受講した講習等（過去に受講していないもの）の受講費用 | 別表第２に掲げる講習等に対し、左記費用の全額とする。ただし、就業者１人につき５万円、１林業経営体当たり10人分を一会計年度の上限とする。 |

備考

１　国、山口県、その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けているときは、補助対象経費からこれを除くものとする。

２　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第２（第４条関係）

|  |
| --- |
| 対象となる講習等 |
| １　普通救命講習２　刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育３　伐木等の業務に係る特別教育４　荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育（はい作業主任者技能講習）５　走行集材機械の運転の業務に係る特別教育６　伐木機械等の運転の業務に係る特別教育７　簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育８　機械集材装置又はショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育９　車両系建設機械運転技能講習10　車両系建設機械運転技能講習（解体）11　小型移動式クレーン運転技能講習12　不整地運搬車運転技能講習13　玉掛技能講習14　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者講習15　林業架線作業主任者16　搬出オペレーター育成研修17　森林作業道オペレーター育成強化研修18　その他市長が認めるもの |